

＜区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合があります。＞

市外から転入したときの手続き（厚別区2025年度版）

チェック	必要な手続き	窓 口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	住民票の転入届	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	・転出証明書 ・届出人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ・パスポート（国外からの転入） ・マイナンバーカード	住み始めた日から14日以内に、新たにお住まいになった区の区役所へ届出をしてください。 ※住み始める前に届出をすることはできません。 （外国人住民の方） 在留カード等の住居地届も兼ねていますので、異動者全員のカードをお持ちください。

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

印鑑登録の新規登録	戸籍住民課 住民記録係 1階 3番 895-2452	本人による申請と代理人に申請を委任する場合では、手続き方法が異なります。（登録が終わるまで日数がかかる場合があります） ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。	
マイナンバーカード・住民基本台帳カードの住所変更		・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	◆窓口へお問い合わせください。
マイナンバーカードの署名用電子証明書の申請		署名用電子証明書は住所変更に伴い失効するため、引続き利用される方は窓口で手続きが必要となります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。	
小・中学校の転校手続き		転入届の際に窓口で入校票を発行します。入校票と在学証明書を転校先の学校へ提出してください。	
国民健康保険の加入	保険年金課 保険係 1階 9番 895-2594	・預金通帳等 ・印鑑（通帳使用印）	前住所で国民健康保険に加入されていた方や職場の健康保険などに加入していない方 ※他に必要な書類がある場合があります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
後期高齢者医療制度の加入		・負担区分等証明書（世帯全員分） ・障害認定証明書（該当する方）	道外から転入された後期高齢者医療制度の被保険者の方
後期高齢者医療制度の住所変更		道内の他市町村から転入された後期高齢者医療制度の被保険者の方	
介護保険の加入		・受給資格証明書（前住地で交付を受けた方のみ）	・65歳以上の方 ・40歳以上で、前住地で要介護認定を受けていた方
国民年金の住所変更（加入されている方）	手続きは不要です。（転入届出後、日本年金機構が住所変更の確認をします）		
国民年金の住所変更（受給されている方）	新さっぽろ年金事務所 892-9313	新さっぽろ年金事務所にお問い合わせください。 （マイナンバーが収録されている場合、届出が不要となります）	
児童手当の申請（令和6年10月分の手当から制度内容が変わりました）	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	・預金通帳 ・請求者の健康保険証等	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方 前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。 ※申請が遅れた場合、手当を受給できない月が発生します。＜◆詳しくは窓口へ＞
子ども医療費助成の申請（令和7年4月から対象範囲が変わりました）		・子どもの健康保険証 ・所得証明書	18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方 ※所得制限があります。
児童扶養手当の住所変更		・手当証書	住所変更の手続きをしてください。
特別児童扶養手当の住所変更			住所変更の手続きをしてください。
災害遺児手当の申請		・戸籍全部事項証明（戸籍謄本） ・災害にあったことを明らかにする証明書等	交通災害、労働災害等特定の事由で父母等を失った遺族を扶養している方 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。

チェック	必要な手続き	窓 口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	ひとり親家庭等医療費助成の申請	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	・健康保険証 ・所得証明書等	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。
	重度心身障がい者医療費助成の申請		・健康保険証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・所得証明書等	対象となる方の具体的な内容は、窓口へお問い合わせください。
	心身障害者扶養共済制度加入者の手続き		・加入者の住民票 ・前の市町村での加入証書	前の市町村で掛金減免を受けていた場合は別途手続きが必要になります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	身体障害者手帳の住所変更	保健福祉課 相談担当係 2階 7番 895-2481	・身体障害者手帳	手帳の交付を受けている方
	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の住所変更		・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・本人の顔写真	札幌市で新たに手帳を交付することになります。
	福祉サービス		・福祉サービスの受給者証	札幌市で新たに受給者証を交付することになります。
	自立支援医療の申請		・自立支援医療受給者証 ・印鑑	札幌市で新たに受給者証を交付することになります。
	特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更		・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑	手当を受給されている方
	敬老優待乗車証の交付申請	保健福祉課 給付事務係 2階 5番 895-2478	70歳以上の方は、転入届を提出いただいた日の翌月に、自動的に申請書が送付されます。なお、早めの手続きをご希望の方は、窓口へお問い合わせください。	
	乳幼児健診の案内と予防接種のしおり・妊婦一般健康診査受診票の交付	健康・子ども課 健やか推進係 3階 31番 895-1881	・母子健康手帳	・3歳児以下の乳幼児のいる方 ・現在妊娠中の方 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
	特定医療費（指定難病）受給者証の住所変更	健康・子ども課 保健予防係 3階 32番 895-1881	・転入元市町村の受給者証（写） ・健康保険証（本人分） ・マイナンバー確認書類	特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
	飼い犬の鑑札の引き換え	健康・子ども課 生活衛生担当 3階 34番 895-5921	・前住所地の鑑札	犬を飼育している方
	原動機付自転車・小型特殊自動車の新規登録	中央市税務事務所 中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館4階 211-3076 ※令和7年7月22日に 下記へ移転します。 中央区南3条西11丁目 596-6932	・標識（廃車済の場合は不要） ・標識交付証明書または 廃車証明書（廃車済の場合） ・本人確認書類（運転免許証等）	原動機付自転車または小型特殊自動車をお持ちの方 *原動機付自転車には排気量125 cc以下または定格出力1.0 kW以下の2輪バイクや電動キックボード等、ミニカーが該当します。 ※郵送でも手続きできます。（HP参照）
	自動車税種別割の住所変更（普通自動車）	札幌道税事務所 自動車税部 746-1190	・車検証	札幌道税事務所自動車税部へお問合せください。 （車検証の住所変更をした方は手続き不要です）
	固定資産税所有者住所変更	東部市税事務所 厚別区大谷地東2丁目 交通局庁舎 802-3917 ※令和7年9月16日に 下記へ移転します。 大谷地東2丁目大谷地アドバンシービル3階	当区に土地・建物のある方は、住所変更の手続きをしてください。 （電話・ハガキでの手続きも可）	